

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	重度心身障害者等医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、重度心身障害者等医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福井県越前市長

## 公表日

令和5年8月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度心身障害者等医療費の助成に関する事務
②事務の概要	越前市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例に基づき、重度心身障害者等に対し、申請に基づき対象要件の審査を行い、対象となる場合に医療費の助成を行う。また、受給者を対象に、毎年1回、更新に係る審査を行う。
③システムの名称	1.統合宛名管理システム2.中間サーバー3.住民基本台帳ネットワーク4.障害者福祉管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
重度心身障害者等医療費助成ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>●届出番号3</p> <p>1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) 番号法第9条(利用範囲)第1項、第2項 別表第一の47の項</p> <p>2.行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第38条第1号</p> <p>●届出番号4</p> <p>1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) 番号法第9条(利用範囲)第1項、第2項 別表第一の84の項</p> <p>2.行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第60条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>●届出番号3 (別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) 番号法第19条第7号 別表第二の67の項</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) 別表第二省令第38条第1号</p> <p>●届出番号4 (別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) 番号法第19条第7号 別表第二の109の項</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) 別表第二省令第55条第2項第2号</p>

<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	越前市市民福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
福井県	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	越前市総務部人事・法制課 福井県越前市府中一丁目13-7 0778-22-3013
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	越前市市民福祉部社会福祉課 福井県越前市府中一丁目13-7 0778-22-3004

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ ] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月1日	Ⅱ 1. 対象人数、2. 取扱者数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和5年8月10日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	越前市総務部秘書広報課 福井県越前市府中一丁目13-7 0778-22-3248	越前市総務部人事・法制課 福井県越前市府中一丁目13-7 0778-22-3013	事後	担当部署の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和5年8月10日	Ⅱ 1. 対象人数、2. 取扱者数	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。